

旧警戒区域に居住し、白血病等により患っていた70歳近い被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成23年10月に原病により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、及び同X3（以下、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という。）が、平成23年10月〇日に死亡し、申立人X1が全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 記

#### 1 損害

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 避難費用          | 金316,080円   |
| (2) 生活費増加分        | 金467,377円   |
| (3) 一時立入費用        | 金115,800円   |
| (4) 就労不能損害        | 金567,375円   |
| (5) 財物損害（廃車車両分）   | 金1,439,000円 |
| (6) 生命・身体的損害（亡A分） | 金1,178,900円 |
| (7) 死亡慰謝料等        | 金9,000,000円 |

但し、亡Aの損害及び申立人らの遺族固有の損害として

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (8) 葬儀費用              | 金1,736,796円 |
| (9) 逸失利益（亡A分）         | 金3,059,016円 |
| (10) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料） | 金3,300,000円 |

但し、申立人X1、及び亡Aについて、平成23年3月から10月までの間についての増額含む

- |            |           |
|------------|-----------|
| (11) 弁護士費用 | 金635,410円 |
|------------|-----------|

## 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

但し、上記1（10）の申立人X1の増額以外の部分については平成23年9月1日から平成24年5月31日までとする。

## 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金21,815,754円の支払義務があることを認める。

## 第4 既払金

申立人及び被申立人らは、被申立人が申立人X1に対し、第1項記載の損害に対する仮払補償金として金87万円、仮払和解金として金2,196,807円を支払済みであることを確認する。

申立人らは被申立人に対して上記既払金合計金3,066,807円について、第2項記載の和解金21,815,754円と清算する。

## 第5 支払方法

(省略)

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 第7 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ただし、第1項（5）、（6）、（7）、（9）及び（10）記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月3日

(仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司)